

宮城県海岸漂着物対策地域計画の概要（令和3年3月改定）



○地域計画の目的

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下「法」という。平成21年法律第82号。）第14条に基づき、海岸漂着物対策の推進に係る基本的な方向性を示すことにより、宮城県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって宮城県における海岸の良好な景観及び環境を保全し、現在及び将来の県民の生活と生産活動を支えるための環境を整備すること

1 計画の基本的事項

(1) 背景

- ・国は法の制定により、海岸漂着物対策を推進してきた
- ・近年では海洋プラスチックごみが国際的課題となっている
- ・宮城県は平成24年3月に本計画を策定し、平成28年3月に改定を行っている

(2) 目的

- ・宮城県における海岸漂着物対策を推進し、環境を保全・整備する

(3) 計画期間

- ・令和3年度から令和12年度まで

2 当県の地域概況と海岸漂着物等の状況

(1) 海岸の状況

- ・海岸線の総延長は約827km
- ・海岸管理者は約8割が県、約2割が市町村である

(2) 河川の状況

- ・県内の一級及び二級河川の総延長は2,135km

(3) 気象・海象

- ・宮城県の気候は典型的な太平洋側の特性
- ・沖は親潮と黒潮が会う海域

(4) 海岸漂着物等の状況

- ・東日本大震災後数年間は、津波による災害廃棄物の撤去
- ・令和元年度の台風19号により5,100㎡の海岸漂着物が発生
- ・令和2年度、海岸漂着物のモニタリング調査を行った
- 漂着物の個数はプラスチックが最も多く、重量では流木等の自然物が最も多かった

3 当県における海岸漂着物等対策の状況

(1) 海岸保全基本計画

- ・防災・環境・利用の3つの面でバランスのとれた海岸管理のため「三陸南沿岸海岸保全基本計画」及び「仙台湾沿岸海岸保全基本計画」を策定している。

(2) 海岸漂着物等対策関係事業の実施

- ・不法投棄監視強化事業、不法投棄防止のための普及啓発事業を実施している
- ・海洋プラスチックごみ対策のための啓発等を行っている
- ・海岸や河川、海面の清掃事業を実施している
- ・清掃活動等を行う民間団体を認定し、活動の支援を行っている

4 海岸漂着物等の特徴と処理に関する課題

(1) 海岸漂着物等の特徴

- ・震災前は、プラスチック容器等の家庭ごみや、釣り等に由来するレジューごみが見受けられた
- ・震災後の調査では、回収量は流木やプラスチックごみが多い傾向

(2) 海岸漂着物等の処理に関する課題

- ・海岸管理者のみでの管理は限界があり、ボランティア等の清掃活動に支えられている
- ・排出状況によっては、多額の処理費用を要することがある
- ・ごみの海洋への流出を抑制するため、内陸部を含めた啓発が必要
- ・持続的に海岸漂着物の処理ができる体制の構築が必要

5 宮城県海岸漂着物対策地域計画の概要

(1) 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

- 重点区域は県内沿岸部全域とする
- 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容
 - ア 海岸漂着物等の処理
 - ・海岸管理者，市町村，民間団体等の連携により，効果的で効率的な処理活動の実施に努める
 - イ 海岸漂着物等の発生抑制
 - ・3Rの取組を推進する
 - ・海洋プラスチックごみ対策として，正しい理解を促しつつプラスチックごみ排出抑制の意識向上を図る
 - ・発生状況及び原因等の実態把握のための調査を定期的に行う
 - ・廃棄物投棄の防止のための普及啓発を行う
 - ・内陸から沿岸までの流域圏全体で廃棄物等の流出防止や発生抑制のための取組を行う
 - ウ 普及啓発，環境教育及び消費者教育に関する施策
 - ・県民が当事者意識を持ち積極的に取り組めるよう実態の周知や普及啓発に努める。
 - ・海岸漂着物の理解を深め，適切な商品選択や廃棄物処理ができるよう，環境教育や消費者教育の実施に取組む

(2) 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

- 関係者の役割分担及び相互協力に向けた体制
 - ・庁内部局間の横断的な連携・協力体制の確保
 - ・県と市町村間の連絡調整等を円滑に図るための協力体制の確保
 - ・地域外からの海岸漂着物への対応や発生抑制における隣県との連携及び協力
 - ・海岸漂着物対策の知識等を有するボランティア団体等との連携
 - ・内陸から沿岸地域までの多様な主体が参加する連携組織の早期設置
- (3) 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項
 - モニタリングの実施
 - ・海岸漂着物等の処理時の情報把握により，改善策を検討する
 - ・定期的なモニタリング調査を実施する
 - 緊急時の対応
 - ・国の災害関連制度の活用等による緊急的な処理の実施
 - ・環境省その他行政機関との連携，資料・情報の共有，協力要請
 - 地域住民，民間団体等の参画と情報提供
 - ・民間団体等との協働事業の枠組みの活用
 - ・海岸漂着物等対策に係る積極的な情報提供
 - 地域計画の見直し
 - ・新たな課題等の変化に柔軟に対応するため，5年を目途に本計画の内容を精査し，必要に応じて見直しを行う。

今回の改定のポイント

- 計画期間は，本計画と関連性のある「新・宮城の将来ビジョン」の終期並びに「宮城県環境基本計画（第4期）」及びその個別計画である「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」の計画期間に合わせて令和3年度から令和12年度までの10年間とした。ただし，5年を目途に内容を精査し，必要に応じて見直しを行う。
- 国のガイドラインに基づき，海岸漂着物についてモニタリング調査を行い，結果を示した。
- 国の方針を踏まえ，3Rの推進や海洋プラスチックごみ対策等，海岸漂着物等の発生抑制対策の内容を充実させた。
- 海岸漂着物等に係る普及啓発，環境教育及び消費者教育に関する施策について追加した。
- 海岸漂着物対策の関係者による円滑な意思疎通や連絡調整等を図るため，関係者の連携組織の早期設置について追加した。